

○香美市自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱

平成18年5月8日

告示第173号

(目的)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則(平成18年香美市規則第48号)に基づき、地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成及び活性化並びに消防団との連携強化を図るとともに、防災活動に必要な施設及び資機材の整備を促進するため、香美市自主防災組織活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定め、もって災害に強い人づくり、地域づくりを目指すことを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、活発な防災活動が見込まれると市長が認めた団体とする。

(1) 地域において自主防災活動を行うために結成された概ね10世帯以上の世帯で組織する団体(自主防災組織結成届(様式第1号)を市長に提出した団体をいう。)及びその地域を管轄する消防団

(2) 2以上の自治会等で組織する団体(以下「連合会」という。)及びその地域を管轄する消防団

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、別表第2に定める額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、自主防災組織活動支援事業において、市長が自主防災組織の規模や枠組みによる事情その他特別な事情があると認めた場合は、市長が認める範囲内で補助対象額を決定する。

2 自主防災組織活動支援事業に係る自主防災組織の整備を図る事業補助額算定については、別表第3に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に実施計画書(様式第3号又は様式第3号の2)を添付して市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の

交付の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第４号）により補助対象団体に通知するものとする。

２ 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業の変更等）

第７条 前条により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助団体」という。）は、補助事業に要する経費その他補助事業に関する内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、香美市自主防災組織活動支援事業変更等承認申請書（様式第５号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業費の２０％以内の変更で、補助金額の増額を生じない場合又は整備資機材品目の変更など軽微なものはこの限りではない。

２ 補助団体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業の実施状況の報告等）

第８条 市長は、補助事業の適正を期するため、補助団体に対し、補助事業の進捗状況その他必要な報告を求め、又は補助事業の実施に関し必要な指示をすることができる。

（事業完了報告）

第９条 補助団体は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から１月を経過する日又は当該年度の３月末日のいずれか早い日までに、香美市自主防災組織活動支援事業完了報告書（様式第６号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。なお、関係書類として請求書を添付した場合は、当該請求の支払を行った後、速やかにその領収書を提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第１０条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて検査し、適当と認めたときは、補助金確定通知書（様式第７号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条 前条の通知を受けた補助団体は、香美市自主防災組織活動支援事業補助金請求書（様式第８号）により補助金を市長に請求するものとする。

（維持管理）

第１２条 補助団体は、補助事業により整備した施設等については、自己の費用をもってこれを適正に維持し、管理しなければならない。

（防災訓練の実施）

第１３条 補助団体は、毎年１回以上防災訓練又はそれに類する訓練を実施するものとする。

（紛争等の処理）

第14条 補助団体は、補助事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し解決しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (4) 第8条の規定による市長の求めに応じず、又は指示に従わないとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年5月10日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成19年6月26日告示第96号)

この告示は、平成19年6月26日から施行する。

附 則 (平成21年4月30日告示第87号)

この告示は、平成21年4月30日から施行する。

附 則 (平成22年5月12日告示第62号)

この告示は、平成22年5月12日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日告示第107号)

この告示は、平成23年9月13日から施行する。

附 則 (平成24年5月30日告示第93号)

この告示は、平成24年5月30日から施行する。

附 則 (平成25年8月13日告示第101号)

この告示は、平成25年8月13日から施行する。

附 則 (平成26年4月11日告示第66号)

この告示は、平成26年4月11日から施行する。

附 則（平成２７年３月４日告示第２６号）

この告示は、平成２７年３月４日から施行し、改正後の香美市自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成２６年度分の補助金から適用する。

附 則（平成２８年３月３１日告示第６１号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日告示第６７号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

(1) 自主防災組織活動支援事業

自主防災組織が実施する次に掲げる細目事業

① 自主防災組織の育成を図る事業

自主防災組織を新設する場合の次のような取組

ア 危険箇所の把握と地域への周知（防災マップの作成・配布）

イ 避難訓練等の防災訓練の実施

ウ 避難開始時期の取り決め（推奨事業）

エ その他

※ ア、イは必須。必ず消防団と連携した活動を行うこと。

ウは推奨事業。避難を必要とする災害が想定できない地域等の場合は、災害時に共通で実施すると決めている主要な取り組みの手順を表示する。

【対象経費例】防災マップ作成費、訓練資機材等

② 自主防災組織の整備を図る事業

自主防災組織の活動活性化のため必要な資機材等の整備

【対象経費例】

防火用資機材（可搬式小型動力ポンプ、消火栓ボックス、消火器等）

救助・救護用資機材（救護用テント、チェーンソー、担架等）

情報伝達用資機材（トランシーバー等）等

※ 資機材等の整備を行う場合は、③の事業のアからエの取組から１つ以上を選択して実施すること。

※ 資機材等の再整備を行うための条件は以下のとおりとする。

(1) 概ね３年以上の継続した活動を行っている組織であること。

(2) (1)の活動期間において、年１回以上香美市自主防災組織連絡協議会に参加している組織であること。

(3) 資機材等の新規整備を行った年の翌年から起算して3年以上経過していること。また、2回目以降の整備については、直近に資機材等の再整備を行った年の翌年から起算して5年以上経過していること。	
③ 自主防災組織の活動活性化を図る事業	既存の自主防災組織の活動活性化のために行う次のような取組 ア 避難経路等の簡易な整備 【対象経費例】草刈鎌等資機材、燃料代等 イ 防災訓練の実施 【対象経費例】訓練資機材等 ウ 学習会の開催 【対象経費例】学習会資料代、講師報償費・旅費等 エ その他組織活動の活性化に必要と認められるもの

(2) 地域防災体制整備支援事業

自主的な地域防災体制実現のため香美市が実施する自主防災組織の育成及び活性化対策並びに自主防災組織と連携して実施する事業

① 消防団（分団）の充実・強化を図る事業	消防団（分団）を充実・強化するために必要な資機材等の整備 ※ 新規自主防災組織の設立や活動等を指導する消防団（分団）を対象とする。 【対処経費例】 訓練指導用資機材（ハンドマイク、指導用作業服、消火器等） 救急用資機材等（チェーンソー、はしご、担架、投光器、発動発電機等） 消防団員の研修費（救急救命講習等の研修への参加費用等）
----------------------	--

別表第2（第4条関係）

補助事業名	細目事業		補助対象組織	補助対象額	補助率
自主防災組織 活動支援事業	自主防災組織の育 成を図る事業		自主防災組織	1 団体 1 万円以内※	1 0 0 %以内
			連合会	1 自治会等 1 万円以内	1 0 0 %以内
	自主防災 組織の整 備を図る 事業	新規整備	自主防災組織	1 団体 5 0 万円以内※	1 0 0 %以内
			連合会（新規の自治 会等に限る。）	1 自治会等 5 0 万円以内	1 0 0 %以内
		再整備	自主防災組織	1 団体 3 0 万円以内※	1 0 0 %以内
			連合会（新規の自治 会等に限る。）	1 団体 3 0 万円以内	1 0 0 %以内

	自主防災組織の活動活性化を図る事業	自主防災組織	1 団体 3 万円以内※	1 0 0 %以内
		連合会	1 自治会等 3 万円以内	1 0 0 %以内
地域防災体制整備支援事業	消防団の充実・強化を図る事業	消防団	1 団体 5 0 万円以内	1 0 0 %以内
		連合会（新規の自治会等に限る。）	1 自治会等 5 0 万円以内	1 0 0 %以内

※ ただし、自主防災組織が概ね 1 7 5 世帯以上で構成されている場合は、市長が認める範囲内で補助対象額を決定する。

別表第 3（第 4 条関係）

（1）新規整備

補助対象組織	事業補助額算定		
自主防災組織	均等割	補助対象 1 団体当たり	2 2 0 , 0 0 0 円
	世帯割	補助対象団体に加入している 1 世帯当たり	1 , 6 0 0 円
	発電機	補助対象団体が購入する発電機（1 機に限る。）	1 0 0 , 0 0 0 円
連合会（新規の自治会等に限る。）	均等割	補助対象 1 自治会等当たり	2 2 0 , 0 0 0 円
	世帯割	補助対象 1 自治会等に加している 1 世帯当たり	1 , 6 0 0 円
	発電機	補助対象 1 自治会等が購入する発電機（1 機に限る。）	1 0 0 , 0 0 0 円

（2）再整備

補助対象組織	事業補助額算定		
自主防災組織		補助対象団体に加入している世帯が 5 0 以上	3 0 0 , 0 0 0 円
		補助対象団体に加入している世帯が 3 0 から 4 9	2 0 0 , 0 0 0 円
		補助対象団体に加入している世帯が 3 0 未満	1 0 0 , 0 0 0 円
連合会		補助対象 1 自治会等に加している世帯が 5 0 以上	3 0 0 , 0 0 0 円
		補助対象 1 自治会等に加している世帯が 3 0 から 4 9	2 0 0 , 0 0 0 円
		補助対象 1 自治会等に加している世帯が 3 0 未満	1 0 0 , 0 0 0 円